

選考基準の概要

免除は限られた予算の範囲内で行うため、基準を満たしていても免除とならない場合があります。

1 学力基準

(1) 在学生 申請前年度までに次に掲げる基準を満たしていること。

区 分		学 年	基 準
大 学 院	修士 博士前期	2年	大学院の学業成績指数が2.7以上であること。
	博士 博士後期	2年	指導教員が成績優秀と認めた者
		3年	
		4年	

<注意>

学業成績指数の計算方法は以下のとおりです。(小数点以下第2位切り捨て)

$$\text{学業成績指数} = \frac{(\text{秀及び優の科目数} \times 3) + (\text{良の科目数} \times 2) + (\text{可の科目数} \times 1)}{\text{秀及び優の科目数} + \text{良の科目数} + \text{可の科目数}}$$

(2) 新入生 入学試験の合格をもって適格とみなす。

2 家計基準

次の基準を満たすことが条件となります。

出願者の属する世帯の1年間の総所得金額が次頁の収入基準額以下であること

総所得金額及び総収入金額は、下記計算式により算定し、原則として前年1年間の金額を算入します。ただし、前年1月2日以降に就職・転職をした場合や、新たに年金等を受給することとなった場合には、1年間の収入額を推算して、その金額を算入します。

また、退職金や保険金等の臨時的な所得については、基準日前6ヶ月以内に支払われたものについて、その金額を算入します。

『総収入金額』	=	【給与所得収入額】	+	【給与以外の所得額】		
『総所得金額』	=	『総収入金額』	-	【給与所得の必要経費】	-	【特別控除額】

※【給与所得収入額】とは、給与や年金等の源泉徴収票の『支払金額』等を、
【給与以外の所得額】とは、確定申告書等の『収入金額』等から、『必要経費』を差し引いた所得金額を指します。

i) 収入基準額

* カッコ内は全額免除の収入基準額（予算状況によって変動する場合があります）

世帯人員	修士課程 博士前期課程 専門職学位課程	博士後期課程 医学博士課程
1人	182（96）万円以下	254（132）万円以下
2人	290（152）万円以下	404（212）万円以下
3人	334（177）万円以下	467（245）万円以下
4人	364（192）万円以下	507（266）万円以下
5人	393（208）万円以下	548（288）万円以下
6人	412（217）万円以下	574（302）万円以下
7人	432（226）万円以下	602（315）万円以下
8人以上は、1人増すごとに7人の収入基準額に右の金額を加算する。	20（9）万円	28（13）万円

ii) 給与所得の必要経費

給与所得収入額	必要経費
収入金額 ≤ 104万円	収入金額
104万円 < 収入金額 ≤ 200万円	収入金額 × 0.2 + 83万円
200万円 < 収入金額 ≤ 653万円	収入金額 × 0.3 + 62万円
653万円 < 収入金額	258万円

※1. 給与所得者が2人以上いる場合、各人別に計算します。

2. 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定します。

iii) 特別控除額

特別の事情	特別控除額		
	自宅通学	自宅外通学	
①本人を対象とする控除	28万円	72万円	
②母子・父子世帯であること。	49万円		
③本人以外の就学者のいる世帯であること。	小学校児童1人につき	8万円	
	中学校及び中等教育学校の前期課程生徒1人につき	16万円	
	国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	28万円	47万円
	私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒1人につき	41万円	60万円
	国・公立高等専門学校学生1人につき	36万円	55万円
	私立高等専門学校学生1人につき	60万円	80万円
	国・公立大学学生1人につき	59万円	102万円
	私立大学学生1人につき	101万円	144万円
	国・公立専修学校高等課程生徒1人につき	17万円	27万円
私立専修学校高等課程生徒1人につき	37万円	46万円	
国・公立専修学校専門課程生徒1人につき	22万円	62万円	
私立専修学校専門課程生徒1人につき	72万円	112万円	
④障がい者のいる世帯であること。	障がい者1人につき 86万円		
⑤火災等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額		
⑥父母以外の者で収入を得ている者がいる世帯であること。	父母以外の者の所得者1人につき 380,000円。 なお、その所得が380,000円未満の場合はその所得額。ただし、本人及び配偶者の所得については控除しない。		

※本人以外の就学者のうち、大学・高等専門学校・専修学校の就学者で授業料免除を受けている場合は、この表より控除額が低くなります。

* 選考基準は、改正となる場合があります。